

# 清香会東海支部会則

( 名 称 )

第 1 条 本会は清香会東海支部と称する。

( 所 在 地 )

第 2 条 本会の所在地は会計の居住地内に置く。

( 目 的 )

第 3 条 本会は会員相互の親交を深め、互いに人格の向上を図りながら母校である大阪府立夕陽丘高等学校と社会の発展に寄与することを目的とする。

( 事 業 )

第 4 条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う

(1) 会員相互の親睦会

(2) 名簿・会誌の発行

その他必要と認めた事項

( 会 員 )

第 5 条 本会の会員は東海(愛知・岐阜・三重)三県に居住する大阪府立夕陽丘高等女学校及び夕陽丘高等学校の卒業生をもって構成する。

( 会 費 等 )

第 6 条 本会の経費は会費及び寄付金をもって充てる。

( 役 員 )

第 7 条 1. 本会に次の役員を置く。

(1) 会 長 1人

(2) 副会長 1人

(3) 会 計 1人

(4) 監 事 1人

2. 役員(副会長を除く)は総会において選任する。

3. 副会長は会長の指名により定める。

( 職 務 )

第 8 条 1. 本会に次の役員を置く。会長は本会を代表し、会務を統括する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長不在の時はその代理をする。

3. 副会長は会長の指名により定める。会計は本会の会計を担当する。

4. 監事は本会の会計を監査する。

( 任 期 )

- 第 9 条
1. 役員任期は2年とする。ただし、欠員または増員により選任された役員任期は現任者の残任期間とする。
  2. 役員は再任されることができる。

( 会 議 )

- 第 10 条
1. 本会の会議は総会及び役員会の2種とする。
  2. 総会はこの会則に別に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

( 総 会 )

- 第 11 条
1. 総会は年1回を原則とする。
  2. 臨時総会は、会長が必要と認めるとき又は役員会の議決により請求があったとき開催する。
  3. 役員会は会長が必要と認めるとき開催することができる。

( 招 集 )

- 第 12 条
1. 会議は会長が招集する。
  2. 総会及び役員会の議長は会長がこれにあたる。

( 議 決 )

- 第 13 条
1. 総会の議事は出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
  2. 役員会の議事は出席した役員(監事を除く)の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。
  3. 前2項の場合において議長は議決にかかわる権利を有する。

( 会 計 年 度 )

第 14 条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

( 会 則 の 変 更 )

第 15 条 この会則は総会において出席会員の3分の2以上の同意を得なければ変更することができない。